

秦野都市計画地区計画の決定（秦野市決定）

都市計画鶴巻温泉駅南口地区地区計画を次のように決定する。

名 称	鶴巻温泉駅南口地区地区計画	
位 置	秦野市鶴巻南一丁目、鶴巻南四丁目、鶴巻北一丁目、鶴巻北二丁目及び鶴巻字大原	
面 積	約 2.9ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、小田急小田原線鶴巻温泉駅の南口に隣接した地域で、都市計画道路を中心に近隣商業地を形成している。このため、本地区計画を策定することにより、都市計画道路沿線に店舗等を誘導し、周辺地区の活性化を促すとともに、周辺の住宅地と調和した良好な市街地環境を形成し、やさしさと賑わいのあるまちの実現を目標とする。
	土地利用の方針	近隣商業地として商業活動を促進し、商業・業務施設を誘導することで、土地利用の促進を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区の西側に位置し、地区内の散策路を構成する道路については、地区固有の歴史及び文化を生かした特色あるまちづくりに役立つとともに、歩行者等の鉄道駅への交通を確保する道路として適正に維持する。
	建築物等の整備の方針	商業・業務等の機能が集積した近隣商業地を形成し、周辺の市街地環境や地区内の住宅地と調和を図り、良好な都市景観を形成できるよう建築物の用途、壁面の位置、建築物の高さの最低限度、その他必要な基準を設ける。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	延長 約 230m 幅員 A区間 4m(2m) 延長 約 120m B区間 4m~6m 延長 約 110m	備考	建築基準法第42条第2項に規定する道路 ( )内は区域界を道路中心線としている部分の区域内における道路幅員
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 都市計画道路曾屋鶴巻線（駅前広場を含む。）に面する敷地に建築される建築物の1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用途に供するもの（これらの用途のための入り口ホール、階段、管理人室、自動車車庫、自転車置場、物置等の部分を除く。） 2 自動車教習場 3 倉庫業を営む倉庫 4 畜舎（床面積の合計が15㎡以下のもの及び獣医療法第2条第2項に規定する診察施設に附属する畜舎にあつては床面積の合計が50㎡以下のものを除く。） 5 工場（建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げるものを除く。）			
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	都市計画道路曾屋鶴巻線（駅前広場を含む。）に面する敷地に建築される建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（その建築物の歩道面からの高さが2.5m以下の部分に限る。）は、都市計画道路境界線から1m以上後退した位置とする。		
	建築物等の高さの最低限度	都市計画道路曾屋鶴巻線（駅前広場を含む。）に面する敷地に建築される建築物の高さは、8m以上とする。			
	建築物等の形態又は意匠の制限	ふるさと秦野生活美観計画（平成18年4月）に適合したものとする。			
	かき又はさくの構造の制限	生け垣又は高さ1.2m以下の網状その他これに類する形状のものとする。ただし、門柱、門扉、公共のごみ集積所等の部分については、この限りでない。			

「区域、地区整備計画区域、地区施設の配置、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、及び建築物等の高さの最低限度は、計画図表示のとおり」